

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定の一部改正
（県例規集登載）
- 令和六年度県統計調査の実施
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 道路の占用を制限する区域の指定

【公告】

循環型社会推進課

医療推進課

経営支援課

都市計画課

統計分析課

健康推進課

障害福祉課

道路整備課

〃

〃

目次

担当課（室）

- 公共測量の終了
- 水島港湾計画の変更
- 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃
- 岡山県議会会議規則の一部を改正する規則
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程の一部改正
- 岡山県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

【議会】

【人事委員会】

- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【公立大学法人岡山県立大学】

監理課

港湾課

都市計画課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

議事課

総務課

議事課

人事委員会

	目次
○ 一般競争入札の実施	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

◎岡山県規則第八号

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則(昭和六十年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までの規定中「浄化槽」の次に「浄化槽」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第九号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ホ中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百十二号

屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定（平成元年岡山県告示第
四百五十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第二国道一八〇号の項中「県道服部停車場線との交差点」を「市道新町深町線と
の交差点」に、「市道総社支線三三四〇号線との交差点（総社市総社地内）」を「市道門
田小寺本線との交差点（総社市小寺地内）」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

令和6年3月22日 岡山県公報 第12584号

◎岡山県告示第百十三号

令和六年度において、次の県統計調査を実施する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間

毎月

4 報告を求めるとする者

県内全市町村長

5 報告を求めるとするに用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めるとする期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求めるとする者

2の事業所のうち約四十五事業所

5 報告を求めるとするに用いる方法

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所的主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光にきたきつかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度

4 報告を求めるとする者

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約八千人

5 報告を求めるとするに用いる方法

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求めるとする期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

四 大学等在籍・就職状況等に係る調査

1 県統計調査の目的

大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握のための資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県外大学並びに県内の大学、大学院、短期大学及び高等専門学校

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

在籍学生数、前年度卒業生数、前年度卒業者のうち就職者数、前年度卒業者のうち岡山県内就職者数（いずれの項目も男女別。全体と県内出身者のそれぞれについて回答。在籍学生数については県外大学のみにおいて把握）

(2) その基準となる期日又は期間

調査票記入日現在（ただし、前年度卒業生は、前年度一年間の実績）

4 報告を求めるとする者

県外大学のうち平成二十九年度に県内高校を対象に実施した大学進学先調査において、進学者の多かった上位約二百五十校並びに県内大学、大学院、短期大学及び

- 5 高等専門学校全数
報告を求めるために用いる方法
オンライン調査
- 6 報告を求める期間
令和六年六月上旬から同年七月上旬まで
- 7 実施部課名
産業労働部労働雇用政策課

◎岡山県告示第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年三月二十二日

指定を辞退した医療機関

名称

ホームナーシングみまさか

所在地

美作市福本二九一

岡山県知事

伊原木

隆

太

辞退年月日

令和三年九月三十日

◎岡山県告示第百十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和六年三月十二日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定した医師	指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
	中村 奈保子	肢体不自由	ほのぼのファミリークリニック	和気郡和気町泉五〇―一
二 指定を辞退した医師	指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
	小野 和英	肢体不自由	医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院	津山市中島四三八番地
	河崎 雄司	呼吸器	医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院	津山市中島四三八番地
	半澤 浩明	肢体不自由	医療法人平野同仁会 総合病院津山第一病院	津山市中島四三八番地

令和6年3月22日 岡山県公報 第12584号

◎岡山県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
浅口市金光町地頭下三六七番一	地先から			一三・六〇 一六・四〇	五六・〇〇
		新			
浅口市金光町地頭下三六〇番一	地先まで			一一・一〇 一五・六〇	五六・〇〇
		旧			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
浅口市金光町地頭下三六七番一	地先から			一一・六〇 三一・〇〇	一四三・五〇
		新			
浅口市金光町地頭下三六七番一	地先から			一一・六〇 一三・〇〇	一四三・五〇
		旧			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

一 道路の種類 県道
 二 路線名 六条院東里庄線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
玉野市後閑字宮山一四九九番地先から 玉野市後閑字西向下一五一五番地先まで		新	九・六〇 一・〇〇	一三四・三〇
玉野市後閑字宮山一四九九番地先から 玉野市後閑字西向下一五一五番地先まで		旧	六・一〇 一・〇〇	一三四・三〇

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院西字堤之内二三一九番一地从り 浅口市鴨方町六条院西字朝倉二三六二番一地从り		新	一一・六〇 一三・一〇	一〇一・五〇
浅口市鴨方町六条院西字堤之内二三一九番一地从り 浅口市鴨方町六条院西字朝倉二三六二番一地从り		旧	一一・六〇 一九・三〇	一〇一・五〇

令和6年3月22日 岡山県公報 第12584号

◎岡山県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間		供用開始年月日
県道		倉敷笠岡線	浅口市金光町地頭下三四七番一地从先から	浅口市金光町地頭下三六〇番一地从先まで	令和六年三月二十二日
庄線		六条院東里	浅口市金光町地頭下四〇一番一地从先まで	浅口市鴨方町六条院西字堤之内二三二〇番地先から	
			浅口市鴨方町六条院西字朝倉二三六二番一地从先まで		

◎岡山県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	倉敷飽浦線	玉野市後閑字宮山一四九九番地先から 玉野市後閑字西向下一五一五番地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年三月二十二日

令和6年3月22日 岡山県公報 第12584号

〔一四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	県内の一般国道（二号、三十号、五十三号及び百八十八号）の指定区間及び鳥取自動車道の周辺
測量の種類	公共測量（車載写真レザ測量）
終了年月日	令和六年二月二十九日

〔一四二〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、水島港
港湾計画の一部を次のとおり変更した。

令和六年三月二十二日

水島港 港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太 県

一 変更事項

水島地区における専用埠頭^ふ計画

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

岡山県備中県民局水島港湾事務所（倉敷市水島福崎町一番一二号）

〔一四三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和六年三月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和六年五月九日午後二時から

二 開催場所

赤磐市下市三二五番地一 赤磐市立中央図書館多目的ホール

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和六年四月一日から同月十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は赤磐市建設事業部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和六年四月一日から同月十五日まで、

岡山県土木部都市局都市計画課及び赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）又は赤磐市建設事業部建設課都市管理班（赤磐市町刈田五一六番地 電話〇八六―九五五―一四八五）。

別紙様式

意見書

令和6年3月22日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭^{かいしょ めいりょう}に記載すること。

〔一四四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和六年三月十二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

〔一四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字垣淵四一番一、四四番一、四五番一、四六番、四八番二、五一番一、五一番二、五二番一、五二番二、五三番、五四番一、五五番一、四五番一地先道、四八番二地先から五四番一地先まで水、五一番二地先から五三番地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市富原一二九番地四六

新興工業株式会社

代表取締役 笹沼 靖憲

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月三十一日岡山県指令建指第三六二号

〔一四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字市場堤外一四五二番一、一四五八番二、一四五九番、一四六〇番一、一四六〇番三、一四六〇番四、一四六二番、一四六三番、一四六三番から一四五九番地先水の一部、字波戸端下一六〇九番七、一六一九番二、一六二〇番二、一六二三番二、一六二七番二、一六〇九番二四の一部、真壁一七四〇番の一部、一七四一番一の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月十六日岡山県指令建指第三七八号

〔一四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字垣淵四一番一、四四番一、四五番一、四六番、四八番二、五一番一、五一番二、五二番一、五二番二、五三番、五四番一、五五番一、四五番一地先道、四八番二地先から五四番一地先まで水、五一番二地先から五三番地先まで道

二 公共施設の種類

緑地、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市富原一二九番地四六

新興工業株式会社

代表取締役 笹沼 靖憲

五 許可年月日及び許可番号

令和六年一月三十一日岡山県指令建指第三六二号

〔一四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字市場堤外一四五二番一、一四五八番二、一四五九番、一四六〇番一、一四六〇番三、一四六〇番四、一四六二番、一四六三番、一四六三番から一四五九番地先水の一部、字波戸端下一六〇九番七、一六一九番二、一六二〇番二、一六二三番二、一六二七番二、一六〇九番二四の一部、真壁一七四〇番の一部、一七四一番一の一部

二 公共施設の種別

道路、緑地、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

五 許可年月日及び許可番号

令和六年二月十六日岡山県指令建指第三七八号

係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十一条、第四十二条第三項、第九十三条第一項本文及び第二百二十七条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第三百三十三条 この規則の規定（第三十条第一項（第八十六条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県議会告示第一号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程
(平成十八年岡山県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十二日

岡山県議会議長 小 倉 弘 行

第三条中「岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)第六条第一項の公文書の開示の請求」を「次に掲げる手続等」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)第六条第一項の公文書の開示の請求
- 二 岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例(平成十三年岡山県条例第四十三号)第八条第一項及び第二項の規定による収支報告書(同条第三項に規定する領収書等の写しを含む。)の提出

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。
令和六年三月二十二日

岡山県議会議長 小 倉 弘 行

岡山県議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程
(趣旨)

第一条 この規程は、岡山県議会議規則(昭和五十一年議会議規則第一号。以下「議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(議規則第三百三十二条第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。))において識別できるものに限り、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものである

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第三条 議規則第三百三十二条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第四条 議規則第三百三十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定

する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第五条 会議規則第三百三十二条第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第六条 議会等は、会議規則第三百三十二条第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第七条 会議規則第三百三十二条第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第八条 会議規則第三百三十二条第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（配布に係る電子情報処理組織）

第九条 会議規則第三百三十二条第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十条 会議規則第三百三十二条第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第十一条 会議規則第三百三十二条第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を

確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合
(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第百三十三条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十八条第六項（同法第百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。）、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を同法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第百三十二条及び第百三十三条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百三十二条及び第百三十三条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「水産業改良普及事業推進要綱(平成十七年三月十六日付け十六水推第千二十三号農林水産事務次官依命通知)第六の一に規定する水産業普及指導員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎公立大学法人岡山県立大学公告第一号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年三月二十二日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県立大学 Adobe 社ソフトウェアの使用許諾権一式
- (2) 調達物件の特質等
入札説明書及び岡山県立大学 Adobe 社ソフトウェアの使用許諾権仕様書(以下「入札説明書等」という。)
- (3) 契約期間
令和6年6月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書等による。
- (5) 入札方法
入札金額は、使用許諾権の履行期間中の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県物品の売買、修理等の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類1 文具・事務用機器」の格付区分がAであること。
- (2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7537

(2) 申請書の提出期限

令和6年4月2日(火) 正午

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学総務課学部事務班

電話 (0866) 94-2731 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス adobekoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年3月22日(金) から同年4月19日(金) まで

イ 交付方法

岡山県立大学ホームページ (<https://www.oka-pu.ac.jp/index.php>) に記載する。

(3) 入札説明会
開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札(条件付)参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和6年3月22日(金) から同年4月19日(金) まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(をいう。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年5月1日(水) 午前10時

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

令和6年3月22日 岡山県公報 第12584号

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和6年4月26日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札(条件付)参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Okayama Prefectural University Adobe Software license agreement 1 set

(2) Service period :

From June 1, 2024 through May 31, 2027

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 1, 2024, at 10:00 A.M. (by mail 4:00 P.M. April 26, 2024)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,

111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,

TEL 0866-94-2111 (main phone number)